

議員年金制度について

平成23年6月1日に地方議会議員年金制度が廃止されたことにもない、今後、議員になる人には議員年金はない。

ただし、廃止時点で議員であった方については下記のとおり。

全国市議会議長会 HP（市議会議員共済会 制度廃止に伴う給付の主な改正内容 現職議員の方へ）から抜粋

1 掛金納付について

平成23年6月1日に地方議会議員の年金制度が廃止されたことにより、毎月、共済会に納付していただいていた掛金については、平成23年6月以後納付する必要はありません。

2 平成23年1月から5月までの間にはじめて議員に当選した方の掛金の取扱い

平成23年1月1日から同年5月31日までの間に、はじめて議員に当選した方の掛金及び特別掛金については、その全額を任期満了を含む制度廃止後、最初の退職時に退職一時金として支給します。

3 制度廃止時に現職議員である方に係る給付について

1 在職12年以上の方

廃止法の施行日である平成23年6月1日現在、現職議員である方のうち、平成23年5月31日までの在職期間が12年以上の方は、次の給付のうちいずれかを選択することができます。

- (1) 制度廃止前の地方議会議員年金制度による退職年金(5～13、15、16万円)
- (2) 議員在職中に納付した掛金及び特別掛金の総額の80%の退職一時金(14～16万円)

2 在職12年未満の方

廃止法の施行日である平成23年6月1日現在、現職議員である方のうち、平成23年5月31日までの在職期間が12年未満である方は、議員在職中に納付した掛金及び特別掛金の総額の80%を退職一時金として受給することができます(14～16万円)。